○農林水産省告示第三百七十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年三月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十六年三月一日　第五号

二　登録認定機関の名称及び住所
一般社団法人日本即席食品認定協会　東京都台東区浅草橋五丁目五番五号キムラビル

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
即席めん

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内及び外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
東京都台東区浅草橋五丁目五番五号キムラビル

○農林水産省告示第三百七十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年三月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十六年三月一日　第十五号

二　登録認定機関の名称及び住所
特定非営利活動法人奥多野有機システム認定審査委員会　群馬県藤岡市鬼石七百二十四番地

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
群馬県、埼玉県、新潟県、山梨県及び長野県
(2)　認定を行う事業所の所在地
群馬県藤岡市鬼石七百二十四番地二

○農林水産省告示第三百七十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年三月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十六年五月九日　第五十三号

二　登録認定機関の名称及び住所
一般財団法人長野県農林研究財団　長野県長野市大字南長野北石堂町千百七十七番地三

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
長野県
(2)　認定を行う事業所の所在地
長野県長野市大字南長野北石堂町千百七十七番地三

○農林水産省告示第三百七十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、公益社団法人全国愛農会が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十六年二月十一日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十六年三月六日

農林水産大臣　林　芳正

変更前の事業所の所在地　三重県伊賀市別府六百九十二番地の三

変更後の事業所の所在地　三重県伊賀市別府六百九十番地の一

○農林水産省告示第三百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年三月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石川県白山市河内町口直海乙一の二、八の二、吹上ホ二の三、三の三、金間庚四の二四、三ツ瀬ニ五の七から五の九まで、女原ナ一〇の三、荒谷イ一の四八、一の五〇、一の五二、一の五三、一の五五から一の五九まで、一の六二、二の一五、二の一六、下田原ワ一三の一七、桑島二号一の八、六一の五、四号二〇の乙、八八、九一の四、九三の一、九三の四、九九の二、六号一の一、一の四、一〇の一、三八の一、八号七の一、八の六から八の九まで、二七の一、二八、四六の一二、四八の一、五六の一四から五六の一七まで、六三の二、六三の三、六四の二、六四の三、六五の二、六五の四、六五の六、六五の八、六六の一、六六の四、六六の五、六七の一、六七の二、六七の丙、六七の丁、六八の一から六八の四まで、六八の六、六八の七、六八の丁の二、六八の丁の四、六九の二の一二、六九の八、六九の九、七八の四、七八の五、七八の九、七八の一七、七八の一九、七八の二〇、七八の二三、七八の二五、七八の乙の一、九号二二の一三（次の図に示す部分に限る。）、二一の一五、二二の甲の二二、二三の五、三〇の一一（次の図に示す部分に限る。）、三〇の二五、十号七の八、白峰四号一四の四、一五の四、九号一五の一八、一五の二〇、一五の二二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県庁及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年三月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
(一)　石川県白山市荒谷イ七の一（次の図に示す部分に限る。）、七の二、七の三（次の図に示す部分に限る。）、ロ五の一六・五の二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、鴇ヶ谷子二の四、ナ四甲の一、四の二、六、ラ八の六、八の二二、ム二の三、二の六、ウ五の九、尾添ム七の一

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
ロ五の一六・五の二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　石川県白山市桑島壱号一三の甲（次の図に示す部分に限る。）、弐号二〇の五（次の図に示す部分に限る。）、二五甲の二、下田原ナ四の一（次の図に示す部分に限る。）、瀬戸タ七の一・八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、東二口ヘ六三、白峰弐号一三の二（次の図に示す部分に限る。）、荒谷ロ五の一六・五の二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養